第3類

教職教養科目「特別活動」における実践的指導法[†] -「教職実践演習」の導入へ向けた提言-

森田健宏

MORITA Takehiro

平成 22 年度より、教職課程に「教育実践演習」が導入されることとなり、これを受けて大学における教員養成課程では、具体的な場面想定による対応力や問題解決能力など、これまで以上に教育実践的な内容の育成が求められることとなった。しかしながら、これまでの教職教養科目においても教育実践的な理解が求められるものが既にあり、これらの内容充実についても同時に検討されるべきであると思われる。その1つが、本論で取り上げる「特別活動」の指導法であるが、本来、「演習」による学習効果が期待される内容でありながら、科目配当等の様々な事情から「講義」科目として設定されている大学がほとんどである。そこで、本科目の運用にあたり、「講義+演習型」の教育実践シミュレーション課題を導入し、校務を含めた総合的な観点から教育現場について理解できるようにしている。この取り組みを通じて、教員養成の資質向上のあり方について検討した。

キーワード:実践的指導力、教育実践シミュレーション、教員養成課程、特別活動の指導法

1. はじめに

現在、大学の教員養成課程における「教師に必要な 実践的指導力」の育成が大きな課題となっており、制度そのものを改善する議論から、個々の教職教養科目 の内容を拡充する議論まで、様々な形で検討されてい る。そして、日々報道される新しい見解や新制度導入 の可能性に関する情報などが錯綜しており、教員養成 に携わる様々な立場の人間がその動向に注目している。 そのような中で、平成22年度より、教員養成課程に おける新しい教職教養科目として「教職実践演習」が 導入されることとなった。この経緯については、中央 教育審議会の答申「今後の教員養成・免許制度のあり 方について(平成18年7月11日)」に端を発しており、 教員をめぐる現状の具体的内容として6つの観点(1. 社会構造の急激な変化への対応、2. 学校や教員に対す る期待の高まり、3. 学校教育における課題の複雑・ 多様化と新たな研究の進展、4. 教員に対する信頼の揺 らぎ、5. 教員の多忙化と同僚性の希薄化、6. 退職者の 増加に伴う量及び質の確保) が示されている。その中 でも特に、社会情勢の変化などの外的要因のみならず、 教員への信頼の揺らぎや、教員間の同僚性の希薄化の ように、教員の内的要因による問題が示されたことは、 現職のみならず教員養成に携わる者にとっても衝撃的 な内容であったと思われる。確かに、教育に関する最 近の報道でも、教師間のいじめや人間関係に基づく過 度のストレス、うつ病による休退職者の増加などから、 児童・生徒および保護者への不適切な対応や、非人道 的、犯罪行為に至るまで、「教育は人なり」と語るには 実情と乖離している現状を、一部にせよ、認めざるを 得ないと思われる。これに対し、教育現場における様々 な問題解決能力が十分備わっていないことがベースに あり、様々な施策導入の1つとして、「教職実践演習」 が必修科目として設置されたと見ることができる。こ の実施条件として文部科学省から示されていることに

ついては、次のようにまとめられる。(1) 開設時期の 限定(最終学年の後期)、(2)授業方法の明確化(演習 を中心とし、教育現場との関連ある内容で展開)、(3) 個別指導の推奨(学生個々に履修カルテを作成し、個々 に応じた適切な指導を行うことが望ましい)。このうち、 (1) のように最終学年の後期に時期が限定されたこと については、教職課程の各専門科目の履修をふまえ、 総合的な視点から実践的に理解できることが求められ ていると思われるが、一方で、前述の答申の内容から 考えると、最終年度までの教職に関する研鑽の持続と、 一般企業等でいう初任者研修に相当する内容自体が大 学の教職課程にも求められていると考えられる。その 理由については、新任であっても、試用期間の設定が あるにせよ、配属後直ちに「教育に携わる」という責 任の重い立場となり、しかも児童・生徒にとっては、 在職歴に関係なく一教師として受け止められるためで ある。このことを考える以上、社会人になる最終学年 の3月末まで大学に於いて適切な緊張と向上心を保つ よう指導すべきという考えが含まれていると見るべき であろう。さらに、(3) のように、個別指導の特性を 活かす考え方については、教員個人の児童・生徒に与 える影響が様々であり、また、機械的、マニュアル的 な教育でなく、個々の人間性が作用することから、特 に個人の特性の把握と個別の課題を見ることに着目さ れたと考えられる。その点で、ティーチングポートフ オリオの活用に関する研究も進んでおり、これを参考 に教員養成課程における学生の演習的な活動の記録と 新たな課題の創成につなげられると考えられる。

ところで、(2) のように、「教職実践演習」の導入に よって教員養成における"実践的指導力の育成"とい う課題がクローズアップされたわけであるが、ここで 1つ再考しなければならない問題がある。それは、"こ れまでの教職教養科目が教員の実践的指導力の育成に 寄与できるものではなかった"と考えるべきなのか、 ということである。さらに、教職教養の各専門科目の 設置意義をどう捉えるべきであるか、あるいはこれま での大学における教職課程によって輩出してきた多く の教員にとっての教職教養が貢献できたことは実践的 指導力とは異なるものであり続けていたのか、という 問題である。この点に関して、従来の教職教養科目の 内容を確認すれば、その中にも「教職の意義」、「教職 の基礎理論 などの基礎教養的なものもあれば、「教育 課程及び指導法」、「生徒指導、教育相談」など、本来、 教育現場における実践を意識することを想定した科目

の両方が含まれていると考えられる。確かに、後者に ついては、指導案の作成や各種相談の基礎や背景的理 論についての学習も必要であるため、半分は講義法で 理解を深めることも重要であると思われる。しかしな がら、本来は教育実践において活用できる知識や技能 を習得する目的である以上、もう半分の意義として、 当然、演習的でなければならないと考えられる。しか しながら、必要単位数と科目配当の合理性など様々な 関係から、後者にあたるものについても「講義(2単位)」 で設定されているケースがほとんどである。その中で も、特に実践的、演習的でなければならない科目の1 つが「特別活動」であると思われる。この科目は、学 習指導要領の中でも全校種とも教科と並んで独立した 章立てが行われており、学校生活の中でも重要な機能 を果たしているものと思われる。その具体的な内容と して、「(1) 学級活動・(高等学校は) ホームルーム活 動」、「(2) 児童・生徒会活動」、「(3) 学校行事」が挙 げられており、いずれも学校生活に即した内容である。 これらについて、もちろん深く考究すれば講義15コマ によって語るべき内容はあると思われるものの、前述 の通り、教職教養として学生が理解すべき内容と効果 という観点からは、実践力の育成が期待されるべきで ある。さらに、特別活動の目標に示されている「望ま しい集団活動」を通した共同的あるいは相乗的な成果 を実感し、これを実践に活かそうとする姿勢や、「人間 関係の構築」、「自主的・実践的態度」、さらには教育的 意義として示される「なすことによって学ぶ」姿勢に ついては、いずれも教職教育にとって演習的に学ぶこ とでしか理解できない内容であると考えられる。

この「特別活動」の例のように、これまでの教職課 程において実践的・演習的内容として取り組まれるべ き科目群において、その機能が果たされてこなかった ことについての問題をもっと考える必要があるのでは ないだろうか。この点について、著者は10年間、矛盾 と問題を感じ続けており、設定上の限界と可能性を考 えながら、可能な限り「特別活動」の中で実践的・演 習的内容を取り入れてきた。そこで本論では、教職教 養科目「特別活動」を通じて、実践的内容を取り入れ、 どのように学生達に現場意識を抱きながら学習を進め てもらうことができたのかを詳述すると共に、「教育実 践演習」など、これからの実践的教育力を育てる方策 に対し、参考にできる知見の提供を目的としている。

2. 方 法

教育実践の対象: 私立S大学の中学校・高等学校教員 免許状対象の教職課程受講の2回生

(校種および免許科目は学部により異なり、「英語」 「国語」「社会(公民)」「家庭」「栄養教諭」の いずれかに該当する。)

担当科目および実施形態:「特別活動の指導法」 (講義2単位) として開講。前期集中講義4日間で 実施している。

教育内容およびシラバス等:

・第1日目:「特別活動」の学習指導要領に基づく 解説と教員の教育活動および業務の実際

第1講:教師の仕事の1日

第2講: 学習指導要領における「特別活動」

第3講:「特別活動」に示される内容の実際

第4講:「特別活動」の指導案について

〈解説〉第1日目は、基本的事項を正しく理解してもらうため、講義中心に授業を展開する。ただし、導入にあたっては、実際の教師の活動を主体に考える必要があるため、総合的な観点から教師の仕事を捉ることについて先に掲げている。この際、教師の仕事として、児童・生徒への教育活動以外に、特に「校務分掌」について詳述している。これは、特別活動の実際的な運用は、教員による校務としての役割から策定されていることが多いためであり、不可分として考えるべきことによる。

・第2日目:「特別活動」の学習指導要領に示される 内容の理解と体験学習に基づく配慮事項の検討

第5: ガループ学習による模擬「職員会議」

第6講:「体育祭」の指導案検討と作成

第7講:「体育祭」の運用に関する体験学習(1)

第8講:「体育祭」の運用に関する体験学習(2)

および指導案の振り返り

〈解説〉第2日目は、学生による討議、試行、実演などを主体とした学習活動を展開している。ただし、講義科目という設定上、各講義時間に、必ず教員による解説の時間を設け、検討する方向性や問題解決のポイントを示すことにしている。本講では、第7~8講に室内で可能なレクレーション型の「体育祭」を実施するというテーマを設け、6人程度のグループごとに、実施計画書を指導案の様式に準じて作成し、さらに、第7~8講には自ら設営、司会、進行をするという方法を導入し

ている。これにより、グループのメンバーで自ら 立案・検討して協力し合いながら実現させるとい う体験が可能となり、自主的、実践的態度の育成 の基礎となることをねらいとしている。また、指 導案作成についても、単なる他事例の検討に留ま らず、実際の作成経験から、様々な配慮事項につ いての体験的理解が可能にあると考えている。さ らに、実際の運用経験をもとに、教育の基本とな る「説明する力、児童・生徒の立場から理解され る力」の困難さが自覚できるとともに、事後の反 省会議の中で協力、連携の重要性が自覚できるも のと考えている。

第3日目:「特別活動」の実践的運用シミュレーションを教員の視点から考える

第9講:「修学旅行」の計画(1)校務の視点

第10講:「修学旅行」の計画(2)学習指導要領

第11講:「修学旅行」の計画(3)事前学習

第12講:「修学旅行」の計画(4)実施計画起案書

<解説>第3日目は、前日のグループ学習の経験か ら、ほとんどの場合、学生の連帯感が生まれやす い土壌が形成されている。そこで、各グループを 学年会議とみたてて、修学旅行の実施計画全体を 作成するという課題を与えている。ただし、児童・ 生徒の視点にたった計画だけではなく、学校にお ける年間行事計画へ盛り込むよう、校務として「起 案する ことから始まり、旅行斡旋業者との交渉、 保護者説明会、事前授業計画、ガイダンス、学内 各組織への説明と決裁、教育委員会への届出書類 の作成、(さらに翌日については) しおりの作成、 実施シミュレーションの作成まで運用全般につい て取り組ませている。また、実施要件等は実際に 各教育委員会が定める施行規則 (細則) をもとに 細かく設定していること、さらに、公共交通機関 の運用ダイヤに基づくことをはじめ、全て実際に 運用できる内容でなければならないことなど、 厳しい基準を設けている。

なお、本講の特色として、関係書類の様式等も 全て実際と同様のものを用意しており、「起案書」「稟議書」団体旅行申込書」「教育委員会届出書」等 は、現職教員の協力をもとに例規集などから再現 して利用している。これにより、考えるべき内容 のハードルは高いものの、グループ内の意欲的な 協力体制が生まれ、さらに多種の問題解決を乗り 越えることができ、何よりも教育現場での教師の 仕事全体を見渡して理解できる充実感がある。

本方式のねらいとしては、例えば子ども達への 安全面の配慮や施設見学等による学習活動など、 について計画するにあたっても、"書類作成の中か ら子ども達の活動に思いをはせることができるよう に"という考え方を身につけることを期待している。 また、副産物的ながら、例えば、このような機会を 通して、校務の通例にあるような、「申請→認可」、

「届出→受理」という業界に関わる言葉の違いなども理解できる。本来的ではないものの、このような仕事の裏側を見るような経験が、意外にも教職への具体的な興味喚起につながると考えている。なお、この内容についても、講義という設定上、演習として自主的な取り組みのみに専念してもらうわけにはいかない。そこで、毎時、ポイント解説を行い、それぞれの取り組みの意義と実際の教育実践における事例などを伝えるようにしている。

また、いわゆるチェックポイント制を採用しており、 各時間に最低完成させなければならない書類につい て、教員から確認印をもらわなければ次の書類作成 に進めないような方法をとっている。



図1 「起案書」の例



図2 「教育委員会届出書類」の例

・第4日目: 「特別活動」の実践的運用シミュレーションを教員の視点から考える

第13講:「修学旅行」の計画 (5) 実地シミュレー ション

第14講:「修学旅行」の計画(6)しおり及び保護

者向け連絡文書の作成

第15講:「修学旅行」の計画(7)プレゼンテーシ

ョンと総括

〈解説〉第4日目は、前日の様々な書類作成に基づき、さらに細かな観点から、運用可能性と教育実践上の問題点を探ることとしている。まず、実地シミュレーションについては、情報処理室のコンピュータからインターネットを利用して、実地情報を確認する方法を示している。例えば、「Google Street view」を活用することによって、現地の具体的な地理条件や危険場所の確認などが可能であり、あるいは、あまり知られていないが、大型バスによる移動についても国土交通省各地方整備局が公開している「道路時刻表」を見ることで、単に道路区間の距離から所要時間の概算を割り出すだけでなく、各所の制限速度や交通事情を含めたより現実的な所要時間を算出することができる。このような方法などにより、さらに精緻なシミュレーションが可能となる。

次に、児童・生徒や保護者への連絡方法や内容を 具体的に理解して、保護者のニーズを的確にシミュ レーションすること、さらには児童・生徒への参加 に対する動機を高めることを目的に、保護者向け文 書、しおり作りに取り組んでもらっている。特に、 学生に対しては、"しおりの工夫については高く評価 する"ことを伝えており、これにより創造的に児童・ 生徒の気持ちを前向きに捉えようとする姿勢を身に つけることができるものと考えている。

最終講には、各グループから修学旅行の全計画について教員に対しプレゼンテーションを行ってもらう。これにより、単に客観評価するだけでなく、自分たちが思い描いていた内容を外在化させて整理できると共に、意義を再認できるというメリットがある。また、学生間で協力し合えたことを実感でき、教員という仕事に対する自信、自己効力感を抱くことができている。実際、プレゼンテーション終了後に、メンバーが日頃の友人同士でないように構成しているため、涙を流して喜び合う姿も少なくない。

なお、余談ではあるが、本講義中、学生間の呼称 について、必ずお互いに「○○先生」を徹底するよ うにしている。これにより、最初は気恥ずかしさを 見せながらも、次第に、将来、教員になりたいとい う自覚が生まれ、積極的に取り組む姿勢が見られる。 以上の内容について本論では、実際の学生の課題成 果やプレゼンテーションの内容を基に、学生の気づき や成長、さらに教育実践力につながる反応などについ てまとめていくこととする。

3. 結果と考察

以下に、いくつかの観点から、学生の課題の成果や プレゼンテーションの内容を紹介する。

なお、プレゼンテーションの概要については、Voice Recorderの記録をもとに再現している。(ただし、文脈 上、補語が必要な部分、および語調のみ改変している)

<事例1>「できるだけ親切な情報提供をすることが 大切だと思う。」(グループB)

【プレゼンテーションの概要】

今回の修学旅行計画で、最も力を入れたのは、どれだけ詳しく、しかもわかりやすく資料を作ることができるかだった。そこで、「生徒向けのしおり」については、なるべくたくさんの情報を取り入れて、(単に)修学旅行に行くときだけ見るものではなくて、行く前

から楽しみになるような内容にした。そのため、全都で60ページになった。また、班ごとの自由行動があるので、いろんなこと(事態)を想定して、現地の病院などの住所や電話番号も入れた。

(一方)、保護者向けの文書については、はじめ、いろいろ書いて何枚も作ろうと思ったが、家でどこかに貼っておくとかになると思うので、(自宅で参照するとき)何が必要な情報なのかを考えて選び、1枚にまとまるようにした。 (他省略)



写真1-1. 生徒向けしおりと保護者向け文書



写真1-2. しおりの内部 (動機づけ効果の例)



写真1-3. しおりの内部 (現地の緊急時の病院連絡先)

【学習効果と評価】

<事例1>については、異なる3つの学部から6人のグループとして組織され、日常、顔を合わせたことも、話したこともない関係であった。それだけに、第2日目のアイデア検討でもグループ内で発話がなかなか見られず、他グループよりも指導案提出が遅れていた。しかし、個々のメンバーが非常に誠実であり、議論から逃げることなくお互いの意見を聞きあい、認め合う様子が最後まで確羅された。第3~4日目の本課題についても、提出は一番最後であったが、その内容は細やかで様々な事態へのシミュレートができていた。その一例が、写真1-3. に見られるような、生徒向けしおりの緊急時の病院連絡先の記載である。他グループの場合、

「緊急時に教員へ連絡すること」程度にとどまっているが、怪我や疾痛によっては、指示を待つ猶予がないこともありうる。しかも、行程内に実在する病院をインターネットを使って実際に調べられており、その

他、多くの配慮事項の記載を含め、教員の実務をか なり想定できていたことが伺える。

さらに、保護者向け文書については、保護者の視点に立って考えることができ、情報が豊富なことよりも、その文書の利用のしやすさにまで気を配ることができていたことは非常に高く評価できるものである。ややもすると、教員の思い、考えが優先されがちな中学校と保護者とで共に生徒を教え育てる考え方に結びつくものと考えられる。

<事例2>「事前の準備に力を入れた」(グループT)

私たちのグループで力を入れたのは、事前の準備である。-から修学旅行の計画をして準騰することが、いかに大変かが分かった。事前学習の教材については、週1回のホームルーム(LHR)の時間を使って事前学習が進められるように、修学旅行実施日の5週間前から日付を入れて作成している(写真2·1.)。特に、平和学習については、事前学習と修学旅行と事後学習がつながるように内容を考えた。

また、経費の中でなるべくいろいろなことができるように、安いプランや日程条件などを比べて3つのパターンの(価格)シミュレーションを作成している(写真2-2.)。その中で最も良いものを選んで起案書を作成した(写真2-3.)。

私たちは、生徒として修学旅行に参加したけれど、 修学旅行を準備する先生の裏方仕事は大変だと思っ た。 (他省略)



写真2-1. 事前学習教材集

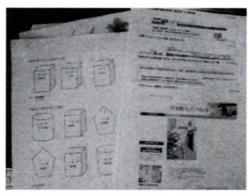


写真2-2. 宿泊施設の相見積シミュレーション

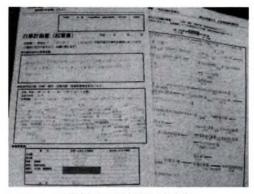


写真2-3. 行事計画の起案書

【学習効果と評価】

<事例2>については、2学部からそれぞれ4人、2 人でグループが構成され一方の学部の4人は明るく前 向きであるが作業にラフなところがあり、もう一方の 学部2名. はやや内向きで慎重である、というように全 く異なるタイプの学生で組織されている。しかし、こ れらが反目するのでなく、様々な事態のシミュレーション (思いつきも含む) に対し、コンピュータを使う ことが得意な2人が具体化して、それを4人が喜び、面 白がってさらにアイデアを出す、というようにいい形 での相乗効果が生まれている。その中で、教育的な内 容にとどまらず、経費シミュレーションの内容につい ても綿密な検討が行われていた。

なお、実際には、修学旅行における詳細の経費検討までを教員が全ての手配するわけではなく、旅行業者に委託して、協議の上、教育上必要な取り組みについてのみ対応するというのが通例である。しかし、例えば、「受注型企画旅行の包括料金特約付き契約」などの仕組みなども講義の解説に含んでおり、過去に報道で取り上げられたキックバックを疑われる事件や一部旅行業者の過剰な利益搾取の問題なども紹介し、教員になる上で、学校の世界にのみとどまることなく、社会通念上の常織を理解することが、世間から信頼される教員となるためには大切であることを伝えている。こういった内容も、就職してからのことと区分するのではなく、正しく知ることで教員の仕事に魅力を感じる材料としての役割を果たしていると考えている。

<事例3>「書類をきちんと作る」(グループD)

今回の修学旅行の計画でがんばったことは、書類をきちんと作ることだった。授業で言われたことだけど、「修学旅行で子ども達を楽しませることも大切だが、安全に気をつけることや食中毒とか病気、怪我をさせないように配慮することが大切」、という点に気を遣った。そのため、保護者に対して、食中毒への配慮や持病などの報告をするような文書を別に作っている。

あと、起案書の方さま修学旅行の意義とか目的を、 校長先生などにきちんと伝わるように、詳しく説明す ることに気をつけた。さらに、修学旅行の目的に「食 に関する理解」を含めることによって。事後学習が(修 学旅行の経験から)発展した内容になるように考えて いる。(修学旅行のテーマを「食文化」とし、高校2年 生の家庭科で学んでいる内容を関連づけるようにして いる。という文脈の影響)

(他省略)



写真3-1. 行事計画の起案書



写真3-2. 保護者向けの注意喚起文書

【学習効果と評価】

〈事例3〉については、グループ全員がたまたま管理栄養学部であったことから議論が進みやすく、早くから検討の方向性が定められていた。ただ、講義時の解説で、修学旅行における配慮事項について学習指導要領をもとに説明した際、安全や健康管理が最優先されることをあまりにも強調したため、そのまま影響が及んでしまい、食品衛生に関する専門的な内容に大きく注意が向くこととなってしまっている。テーマについても「沖縄の食文化を体験する」というものとなり、独自性が見られたものの、教科教育が強く意識される内容に偏ってしまっている。

そのため、特別活動において、確かに他教科の学習 内容との連携は推奨されているものの、その点が強調 されすぎてしまうと、特別活動に掲げられる「集団活 動による体験」など本来的な内容が不十分になる可能 性も危惧されるため、強くこだわらなくても良いこと を指導している。

4. 総合的考察

上記の3事例をもとに、教職教集科目「特別活動」 における教育現場をシミュレートした学習の在り方に ついて、ねらいと効果の観点からまとめていきたい。 また、大学の教職課程における実践的指導力の育成の 考え方についても見解を述べていきたい。

まず、本論で結介した授業の運用は「集中講義型」であるため、活動の連続性が意識しやすく、また、議論の反映についても時間的に途切れることなく即時フィードバックが可能となるため、このような実践的な学習には非常に適していると言える。これが通常期の週1コマ開講であった場合、活動に途切れが生じるため、モチベーションの持続や授業展開の適性をあわせて考えても実現しにくい。

内容については、設定上「講義」であるため、完全 に演習とならないよう、毎時にポイント解説など、知 識を教授する内容を含むことによって、「講義+演習」 併用型で運用してきた。しかしながら、前述の通り、 本科目の設置意義の多くは、明らかに教育実践的な理 解を促すものであり、やはり演習として解説されるこ とが望ましいと考える。今回、「教職実践演習」が設置 されることにより、実践的理解が1コマだけで集約さ れるような解釈に陥ることは、当然、避けなければな らず、むしろ「教育課程及び指導法に関する科目」群 においても、それぞれ実践的な内容を充実させること が必要であると考える。しかも、総合的な取り組みと した教職実践演習よりも、教育課程及び指導法に関す る科目の方が個別的、具体的で実践すべき内容が学生 にも理解しやすいはずである。そこで、今後、特に「教 育課程及び指導法に関する科目」における教育内容の 充実を改めて検討していくことが望まれる。

次に、教育実践に関する理解のあり方についてであるが、文部科学省の見解としては、演習的内容として 模擬授業や場面指導の実施などが例示されている。す なわち、児童・生徒と直接対応する内容について示さ れていると考えられる。もちろん、教育の場を考える 上で最も重要な部分であると考えている。ところで、 本論では、「校務」の観点から教育的な取り組みを理解 させることに特色を考えている。このことについては、 教育実践の理解という観点から考えると本来的ではない、という意見があるかもしれない。しかし、"児童・ 生徒への直接的な関わりによる教育活動"と"児童・ 生徒への教育支援を考えるための校務"とは不可分で あると考えている。すなわち、児童・生徒への教育を 想定しない校務は、一部を除きほとんどあり得ないた めである。

さらに、各事例での【学習効果と評価】でも述べて いるが、教職課程の教育における重要な課題の1つと して、いかに在学期間を通して教職へのモチベーショ ンを高め、持続させることができるかということがあ る。その点で、再掲するが、教員側の視点に立って総 合的に"教師の仕事全体"をイメージできることは非 常に有効であり、経験則ながらその効果を既に実感で きている。さらに、実際に教員となり、職務に専念す る上で、児童・生徒と接する以外の職務について何ら かのイメージを持つことは、むしろ速やかな慣熟につ ながるものと思われる。近年、「校務情報化」がJST科 学技術振興機構の研究プロジェクトにも取り上げられ、 校務の合理化が図られることにより、児童・生徒への 対応の充実につながるとして注目されている。さらに、 教員養成課程のうち、情報教育が進んでいない園務情 報化にもその期待は及んでいる。このような点からも、 教育現場を意識した実践的指導力を支えるものとして 有用であると考えられる。

以上のことから、今後の課題として、教職教養科目間の有機的連携を図ることができるよう、教員養成機関における組織的な改善策を講じることが必要であると考えている。そして、教職教養の各科目が大学教員の個人裁量の枠で相互無干渉とならないよう、例えば、教員間の指導記録の流通などが行われるべきであると考える。事実、教職課程を設置する大学の中には、教職センター等、全課程を見通した教育内容の集約や、実習指導、履修の相談、採用情報などを一元化した組織を設置し、質の向上に努めているところも増加している。その点で、今後、教職指導の内容をうまく集約していくために、カルテが必要なのはむしろ教職科目を担当する教員側なのかもしれない。各教員の指導計画や授業進行情報を集約し、比較する手法を通じて組織として相補的な教育実践が可能になると思われる。

このような教職課程のFDを通じて、質の高い組織的な教職教育が可能になることを今後期待したい。

5. 引用文献・参考文献

桑原憲一 (1999) 学校行事を学級に生かす指導の方法 「特別活動研究」, 392, 5-7.

文部科学省 (2000) 中学校学習指導要領解説「特別活動編」 東京: ぎょうせい.

- 森嶋昭伸(2000)中学校特別活動の新研究課題は何か 「ガイダンス機能の充実を目指して」 「特別活動 研究」,404,110-112.
- 日本教育工学振興会 (2006) 校務情報化の現状と今後 のあり方に関する研究 平成18年度文部科学省 委託研究報告書.
- 宇留田敬一 (1997) 特別活動の基礎理論と実践 東京: 明治図書.

ピアスーパーバイザーからのコメント

平成22度より導入される「教職実践演習」と、既になされてきた講義科目ではあるが実践的、演習的な「特別活動」の指導法を「校務」等の具体的な実例をあげ解説することで両者の新たな関係性を構築する論考と認められる。

本論文によって担当科目の内容充実にとどまらず、 教職課程全体を論考し大学教員間の指導記録の流通を 提案することや、情報化の現状を現場で検証すること で、教職に課せられた困難な時代に向き合おうとする 姿勢が示されている。

(担当:美術・デザイン学科 北野正治)